

# 資料4 セキュリティ

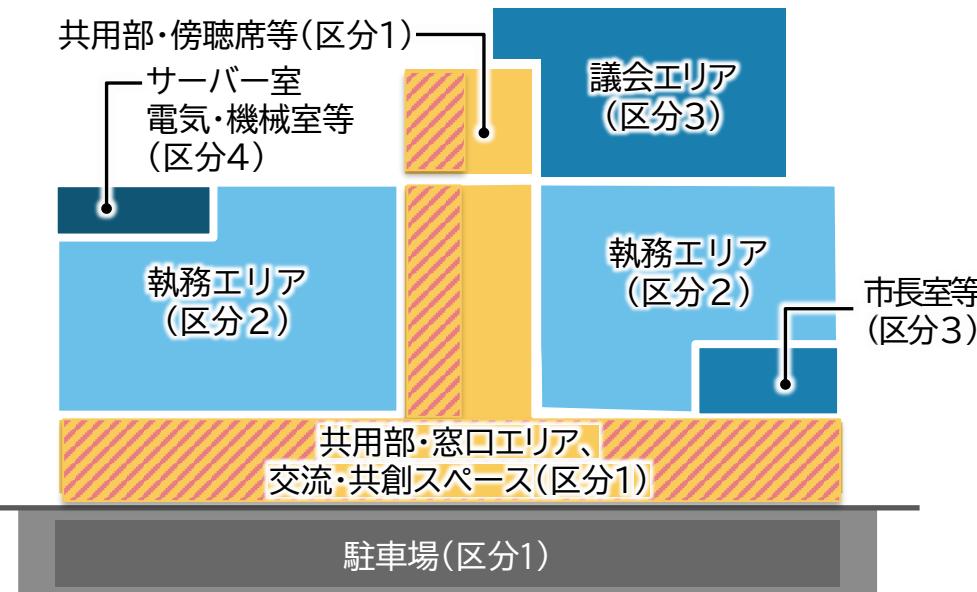
あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎  
全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

## 整備方針

- 行政機能の安定的な運営のために、情報資産等の安全を確保し、市民サービスの信頼性と業務の継続性を維持できるエリア分けを行います。

### (1) セキュリティゾーンの考え方

- セキュリティ区分を考慮して配置します。
- セキュリティエリア内外の入退室管理システムの導入を検討します。



■ :閉庁時に利用できるエリア(具体的な範囲は今後検討)

※この構成はイメージであり、実際の配置とは異なります。

### (2) セキュリティ区分

- セキュリティ区分は以下のとおりとします。

区分	利用対象者	利用可能範囲	セキュリティ内容
4	管理者	サーバー室、電気・機械室等	関係者以外立入禁止 (原則施錠)
3	議員 一部の職員	議会エリア 市長室等	議員・所属職員または許可を得た者のみ立入可
2	職員	執務エリア	職員のみ立入可
1	どなたでも	共用部・窓口エリア 交流・共創スペース 駐車場	市民を含めた全ての者が立入可